

酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領
(令和6年4月12日付け中酪(総務)発第41号)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領	酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領
<p>令和5年4月13日付け5農畜機第300号承認 令和5年4月14日付け中酪(総務)発第40号 一部改正 令和6年4月11日付け6農畜機第356号承認 一部改正 令和6年4月12日付け中酪(総務)発第41号</p>	<p>令和5年4月13日付け5農畜機第300号承認 令和5年4月14日付け中酪(総務)発第40号</p>
[略]	[略]
第1 事業の内容	第1 事業の内容
1 酪農経営継続支援対策	1 酪農経営継続支援対策
<p>中央酪農会議は、第2の1に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合又は畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第2条第4項第1号で定める第1号対象事業を行う対象事業者(以下「生産者集団等」という。)が(1)から(7)に掲げる取組を実施するのに要する経費について補助するとともに、第2の2の災害により酪農関連施設等に被害を受けた酪農経営体等が経営継続のために(2)、(4)、(5)のア及びイ、(6)並びに(7)の取組を緊急的に自ら実施するのに要した経費について、生産者集団等が補助するのに要する経費を補助するものとする。</p> <p>また、生乳受託販売事業者(委託を受けて生乳の乳業者に対する販売又は委託を受けて生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売を行う者をいう。)、生乳買取販売事業者(買い取った生乳の乳業者に対する販売又は当該生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売を行う者をいう。)、農業協同組合連合会、農業協同組合又は中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合(以下「生乳生産者団体等」という。)が搾乳継続計画に基づき、搾乳及び集送乳を継続するため、(8)に掲げる取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。</p>	<p>中央酪農会議は、第2の1に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合又は畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第2条第4項第1号で定める第1号対象事業を行う対象事業者(以下「生産者集団等」という。)が以下に掲げる取組を実施するのに要する経費について補助するとともに、第2の2の災害により酪農関連施設等に被害を受けた酪農経営体等が経営継続のために(2)、(4)、(5)のア及びイ、(6)並びに(7)の取組を緊急的に自ら実施するのに要した経費について、生産者集団等が補助するのに要する経費を補助するものとする。</p>
	[新設]

改正後	現行
<p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 乳用牛導入支援 牛舎の損壊等により死亡、廃用又はやむを得ず売却した乳用牛に代わる乳用牛の購入及び当該乳用牛の酪農経営体への貸付け</p> <p>(4)・(5) 〔略〕</p> <p>(6) 電力確保支援 停電に伴う電力確保に要する発電機の借上げ、運搬、<u>設置工事及び撤去</u></p> <p>(7) 〔略〕</p> <p>(8) <u>非常用電源等の整備</u> ア <u>非常用電源（貯乳施設向けの非常用電源を含む。）及び乳温記録管理システム（以下「非常用電源等」という。）の整備、酪農経営体等への支給又は貸付け</u> イ <u>非常用電源等のリース会社からの借り受け、酪農経営体等への貸付け</u></p> <p>〔削る〕</p> <p>2 経営継続支援等の推進 中央酪農会議は、生産者集団等及び生乳生産者団体等が1の事業を円滑に推進するための現地指導等に要する経費を補助するものとする。</p> <p>第2 事業の要件 1・2 〔略〕 3 事業の対象とする酪農経営体</p>	<p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 乳用牛導入支援 牛舎の損壊等により死亡、廃用又はやむを得ず売却した乳用牛に代わる乳用牛の購入及び当該乳用牛の酪農経営体への貸付</p> <p>(4)・(5) 〔略〕</p> <p>(6) 電力確保支援 停電に伴う電力確保に要する発電機の借上げ、運搬及び設置工事</p> <p>(7) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 <u>非常用電源等の整備</u> <u>中央酪農会議は、生乳受託販売事業者（委託を受けて生乳の乳業者に対する販売又は委託を受けて生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売を行う者をいう。）、生乳買取販売事業者（買い取った生乳の乳業者に対する販売又は当該生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売を行う者をいう。）、農業協同組合連合会、農業協同組合又は中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合（以下「生乳生産者団体等」という。）が搾乳継続計画に基づき、搾乳及び集送乳を継続するため、次に掲げる取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。</u></p> <p>(1) <u>非常用電源（貯乳施設向けの非常用電源を含む。）及び乳温記録管理システム（以下「非常用電源等」という。）の整備、酪農経営体等への支給又は貸付</u></p> <p>(2) <u>非常用電源等のリース会社からの借り受け、酪農経営体等への貸付</u></p> <p>3 経営継続支援等の推進 中央酪農会議は、生産者集団等が1の事業を円滑に推進するための現地指導等に要する経費を補助するものとする。</p> <p>第2 事業の要件 1・2 〔略〕 3 事業の対象とする酪農経営体</p>

改正後	現行
<p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>第1の1の(8)の事業</u>にあつては、<u>対象災害により災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用されている地域を含む都道府県の酪農経営体とする。</u></p> <p>(9) <u>第1の1の(1)、(2)、(4)、(6)、(7)及び(8)の事業</u>にあつては、乳用牛育成経営体(乳用子牛を一定期間飼養し、育成する経営をいう。以下同じ。)を含むものとする。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 取得物件等の取扱い</p> <p>第1の1の(1)、(4)、(5)のア、(6)、(7)及び(8)の事業で取得した物件、<u>第1の1の(8)の事業</u>でリース会社から借り受けた物件(以下「取得物件」という。)並びに第1の1の(3)の事業で購入した乳用牛(以下「購入乳用牛」という。)の管理等は、次のとおり行うものとする。</p> <p>(1) 完了検査等の実施</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 生乳生産者団体等は<u>第1の1の(8)の事業</u>の取得物件について速やかに別記様式第4号の別添の非常用電源等の検収調書を作成するものとする。また、検収実施者は、検収実施時に撮影した当該取得物件の全景と「酪農経営災害緊急支援対策事業」で導入したことがわかる写真を、保管しておくものとする。</p> <p>なお、貸付対象機械装置等の検収にあつては、作成した検収調書の写しを速やかにリース会社に送付するものとする。</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>第1の1の(8)の事業</u>に係る補助金の返還等</p> <p>中央酪農会議は、非常用電源等の処分制限期間内において、生乳生産者団体等から当該機械の利用状況の報告を受け把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認めるときは、生乳生産者団体等に対し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。なお、リース物件については、<u>この事業</u>により取得した財産とみなすものとし、処分制限期間内において、事業を中止しようとする場合</p>	<p>(1)～(7) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(8) <u>第1の1の(1)、(2)、(4)、(6)及び(7)並びに第1の2の事業</u>にあつては、乳用牛育成経営体(乳用子牛を一定期間飼養し、育成する経営をいう。以下同じ。)を含むものとする。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 取得物件等の取扱い</p> <p>第1の1の(1)、(4)、(5)のア、(6)及び(7)並びに<u>第1の2の事業</u>で取得した物件、<u>第1の2の事業</u>でリース会社から借り受けた物件(以下「取得物件」という。)並びに第1の1の(3)の事業で購入した乳用牛(以下「購入乳用牛」という。)の管理等は、次のとおり行うものとする。</p> <p>(1) 完了検査等の実施</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 生乳生産者団体等は<u>第1の2の事業</u>の取得物件について速やかに別記様式第5号の別添の非常用電源等の検収調書を作成するものとする。また、検収実施者は、検収実施時に撮影した当該取得物件の全景と「酪農経営災害緊急支援対策事業」で導入したことがわかる写真を、保管しておくものとする。</p> <p>なお、貸付対象機械装置等の検収にあつては、作成した検収調書の写しを速やかにリース会社に送付するものとする。</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>第1の2の(2)の事業</u>に係る補助金の返還等</p> <p>中央酪農会議は、非常用電源等の処分制限期間内において、生乳生産者団体等から当該機械の利用状況の報告を受け把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認めるときは、生乳生産者団体等に対し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。なお、リース物件については、<u>本事業</u>により取得した財産とみなすものとし、処分制限期間内において、事業を中止しようとする場合</p>

改正後	現行
<p>合は、生乳生産者団体等は、「畜産業振興事業の実施について」14の(5)の規定に基づき中央酪農会議が定める額を返還するものとする。</p> <p>ア～キ 〔略〕</p> <p>7 家畜共済等の積極的な活用 生産者集団等及び生乳生産者団体等は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、<u>この事業への参加者へ</u>、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。</p> <p>第3 事業の実施</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 搾乳継続計画の作成</p> <p>(1) 第1の1の(8)の事業を実施しようとする生乳生産者団体等は、緊急時の搾乳及び集送乳の継続に係る取組等を内容とする搾乳継続計画を作成するものとする。</p> <p>(2) 生乳生産者団体等は、別紙様式第1号の別紙9の搾乳継続計画を作成した場合には、当該計画の対象地域の属する都道府県知事にこれを提出するものとする。これを変更した場合も同様とする。</p> <p>(3) <u>みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化</u></p> <p>ア <u>酪農経営体等は、「畜産における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針並びに「みどりのチェックシート（畜産）」及びその解説書の一部改正について」（令和6年1月19日付け5畜産第2258号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づき、「みどりのチェックシート（畜産）」に記載された各取組について事業実施年度中に実施する旨をチェックしたうえで、当該チェックシートを生産者集団等又は生乳生産者団体等に提出するものとする。</u></p> <p>イ <u>生産者集団等又は生乳生産者団体等は、すべての酪農経営体等から提出された当該チェックシートを収集し、当該酪農経営体等が各取組を実施する旨を酪農経営体等の一覧に記載して、当該一覧を会長に提出するものとする。</u></p> <p>第4～第7 〔略〕</p> <p>第8 事業の実施期間 この事業の実施期間は、令和<u>6</u>年度とする。</p>	<p>は、生乳生産者団体等は、「畜産業振興事業の実施について」14の(5)の規定に基づき中央酪農会議が定める額を返還するものとする。</p> <p>ア～キ 〔略〕</p> <p>7 家畜共済等の積極的な活用 生産者集団等及び生乳生産者団体等は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、<u>本事業への参加者へ</u>、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。</p> <p>第3 事業の実施</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 搾乳継続計画の作成</p> <p>(1) 第1の2の事業を実施しようとする生乳生産者団体等は、緊急時の搾乳及び集送乳の継続に係る取組等を内容とする搾乳継続計画を作成するものとする。</p> <p>(2) 生乳生産者団体等は、別紙様式第1号の別紙8の1の搾乳継続計画を作成した場合には、当該計画の対象地域の属する都道府県知事にこれを提出するものとする。これを変更した場合も同様とする。</p> <p>〔新設〕</p> <p>第4～第7 〔略〕</p> <p>第8 事業の実施期間 この事業の実施期間は、令和<u>5</u>年度とする。</p>

改正後			現行		
第9 〔略〕 第10 帳簿等の整備保管等 1 〔略〕 2 電磁的記録による整備保管 1の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。 3 〔略〕 第11 〔略〕 附 則（令和6年4月12日付け中酪（総務）発第41号） 1 この要領の制定は、理事長の承認があった日から施行し、令和6年4月1日から適用するものとする。 2 〔略〕 別表			第9 〔略〕 第10 帳簿等の整備保管等 1 〔略〕 2 電磁的記録による整備保管 1の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。 3 〔略〕 第11 〔略〕 〔新設〕 2 〔略〕 別表		
事業の種類	補助対象経費	補助率又は額	事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 経営継続支援対策	(1)～(7) 〔略〕	〔略〕	1 経営継続支援対策	(1)～(7) 〔略〕	〔略〕
	(8) 非常用電源等の整備 ア 非常用電源等の整備、酪農経営体等への支給又は貸付け イ 非常用電源等のリース会社からの借り受け、酪農経営体等への貸付け	1/2 以内 (非常用電源等価額－譲渡額)の1/2 以内		〔新設〕	〔新設〕
〔削る。〕	〔削る。〕	〔削る。〕	2 非常用電源等の整備	(1) 非常用電源等の整備、酪農経営体等への支給又は貸付け (2) 非常用電源等のリース会社からの借り受け、酪農経営体等への貸付け	1/2 以内 (非常用電源等価額－譲渡額)の1/2 以内

改正後				現行					
2 経営継続支援等の推進	[略]	[略]		3 経営継続支援等の推進	[略]	[略]			
別紙様式第1号 酪農経営災害緊急支援対策事業補助金交付申請書 [略]				別紙様式第1号 酪農経営災害緊急支援対策事業補助金交付申請書 [略]					
記				記					
1・2 [略]				1・2 [略]					
3 事業に要する経費及び負担区分 (単位:円)				3 事業に要する経費及び負担区分 (単位:円)					
区分	事業費	負担区分		備考	区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他				機構補助金	その他	
1 経営継続支援対策 (1)～(7) [略] (8) 非常用電源等の整備 ア 非常用電源等の整備等 イ 非常用電源等のリース会社からの借り受け等 [削る。]					1 経営継続支援対策 (1)～(7) [略] [新設] 2 非常用電源等の整備 (1) 非常用電源等の整備等 (2) 非常用電源等のリース会社からの借り受け等 3 経営継続支援等の推進				
2 経営継続支援等の推進									
計					計				
4 [略]				4 [略]					
5 添付書類 (1)・(2) [略] (3) <u>みどりのチェックシート(畜産)の一覧</u> (注) [略]				5 添付書類 (1)・(2) [略] [新設] (注) [略]					
別紙様式第1号の別添				別紙様式第1号の別添					

改 正 後						現 行		
酪農経営災害緊急支援対策事業実施計画						酪農経営災害緊急支援対策事業実施計画		
1 生産者集団等の概要 [略]						1 生産者集団等の概要 [略]		
(注) [略]						(注) [略]		
別紙様式第1号の別紙1～別紙様式第1号の別紙7 [略]						別紙様式第1号の別紙1～別紙様式第1号の別紙7 [略]		
別紙様式第1号の別紙8 非常用電源等の整備						別紙様式第1号の別紙8の1 搾乳継続計画		
別紙様式第1号の別紙9 搾乳継続計画						別紙様式第1号の別紙8の2 非常用電源等の整備		
別紙様式第1号の別紙10 酪農経営継続支援の推進						別紙様式第1号の別紙9 酪農経営継続支援の推進		
別紙様式第1号の別紙1～別紙様式第1号の別紙7 [略]						別紙様式第1号の別紙1～別紙様式第1号の別紙7 [略]		
別紙様式第1号の別紙8						[新設]		
非常用電源等の整備								
1 非常用電源等の整備・酪農経営体への支給又は貸付け								
生乳生産者団体等名	地域名又は都道府県名	機械装置名	整備、支給又は貸付け	台数	事業費(税抜)	負担区分		
						補助金	その他	
合計								
(注1) 別添1の非常用電源等の整備・支給又は貸付先一覧を添付すること。								
(注2) 別紙様式第1号の別紙9の各団体の搾乳継続計画を添付すること。								
(注3) 非常用電源の管理に関する電気事業法に基づく届出等の義務について酪農経営体等が了知している旨の書面を添付すること。								
2 非常用電源等のリース会社からの借り受け・酪農経営体への貸付								
生乳生産者団体等名	地域名又は都道府県名	機械装置名	台数	事業費(税抜)	負担区分			
					機構補助金	その他		

改正後							現行		
合計									
<p>(注1) 別添2の非常用電源等リース一覧を添付すること。</p> <p>(注2) 各団体の搾乳継続計画を添付すること。</p> <p>(注3) 非常用電源の管理に関する電気事業法に基づく届出等の義務について酪農経営体等が了知している旨の書面を添付すること。</p>									
別添1									
非常用電源等の整備・支給又は貸付先一覧									
1 発電機の整備・支給又は貸付先									
生乳生産者名等	機種	整備台数	必要電力量	発電機能力	支給又は貸付け	事業費(税抜)	負担区分		備考
							補助金	その他	
合計									/
<p>(注1) 必要電力量欄は、貯乳施設及び支給又は貸付対象の生産者に係る搾乳の実施等に必要なる電力量を記載すること。</p> <p>(注2) 発電機能力欄は、発電機の発電能力を記載すること。</p> <p>(注3) 発電機を複数整備する生産者にあつては、備考欄に理由を記載すること。</p>									
2 配電盤の整備・支給又は貸付先									
生乳生産者名等	整備台数	支給又は貸付け	事業費(税抜)	負担区分		備考			
				補助金	その他				
合計									/
<p>(注) 配電盤を複数整備する生産者にあつては、備考欄に理由を記載すること。</p>									
3 乳温記録管理システムの支給又は貸付先									

改正後							現行					
生乳生産者名	整備 台数	支給 又は 貸付 け	事業費 (税抜)	負担区分		備考						
				補助金	その他							
合計												
(注) 乳温記録管理システムを複数整備する生産者にあつては、備考欄に理由を記載すること。												
別添2												
非常用電源等リース一覧												
1 発電機リース一覧												
生乳 生産者 名等	機 種	リ ー ス 台 数	必 要 電 力 量	発 電 機 能 力	機 械 装 置 価 格 (<u>税 抜</u>)①	消 費 税	譲 渡 額 ②	事 業 費 ③ (<u>① -②</u>)	補 助 金 額	貸 付 者 名	所 有 権 の 移 転	備 考
合計												
(注1) 必要電力量欄は、貯乳施設及び当該生産者に係る搾乳の実施等に必要電力量を記載すること。												
(注2) 発電機能力欄は、発電機の発電能力を記載すること。												
(注3) 発電機を複数整備する生産者にあつては、備考欄に理由を記載すること。												
2 配電盤リース一覧												
生 乳 生 産 者 名	リ ー ス 台 数	機 械 装 置 価 格 (<u>税 抜</u>)①	消 費 税	譲 渡 額 ②	事 業 費 ③ (<u>① -②</u>)	補 助 金 額	貸 付 者 名	所 有 権	備 考			

改正後										現行										
産者名等	台数								の移転											
合計																				

(注) 配電盤を複数整備する生産者にあつては、備考欄に理由を記載すること。

3 乳温記録管理システムリース一覧

生乳生産者名等	リース台数	機械装置 価格(税 抜)①	消費税	譲渡額 ②	事業費 ③ (①- ②)	補助金 額	貸付 者名	所有権 の移 転	備考
合計									

(注) 乳温記録管理システムを複数整備する生産者にあつては、備考欄に理由を記載すること。

別紙様式第1号の別紙9

〇〇〇〇 (実施団体名) 搾乳継続計画

番 号
年 月 日

都道府県

知事 〇〇 〇〇 殿
一般社団法人中央酪農会議
会長 〇〇 〇〇 殿

住 所

別紙様式第1号の別紙8の1

〇〇〇〇 (実施団体名) 搾乳継続計画

番 号
年 月 日

都道府県

知事 〇〇 〇〇 殿
一般社団法人中央酪農会議
会長 〇〇 〇〇 殿

住 所

改 正 後	現 行																																																	
団 体 名 代表者氏名	団 体 名 代表者氏名																																																	
<p>酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領第1の<u>1</u>の(8)の事業の実施に当たり、搾乳継続計画を下記のとおり策定したので、同要領第3の<u>2</u>の(2)の規定に基づき提出します。</p> <p>1～3 [略] [削る。]</p>	<p>酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領第1の<u>2</u>の事業の実施に当たり、搾乳継続計画を下記のとおり策定したので、同要領第3の<u>1</u>の規定に基づき提出します。</p> <p>1～3 [略] 別紙様式第1号の別紙8の2</p> <p style="text-align: center;">非常用電源等の整備</p> <p>1 非常用電源等の共同購入・酪農経営体への支給又は貸付</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">生乳生産者団体等名</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">地域名又は都道府県名</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">機械装置名</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">整備、支給又は貸付</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">台数</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">事業費(税抜)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">負担区分</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">機構補助金</th> <th style="text-align: center;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">合計</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 別紙1の非常用電源等支給・貸付先一覧を添付すること。 (注2) 各団体の搾乳継続計画を添付すること。 (注3) 非常用電源の管理に関する電気事業法に基づく届出等の義務について酪農経営体等が了知している旨の書面を添付すること。</p> <p>2 非常用電源等のリース会社からの借り受け・酪農経営体への貸付</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">生乳生産者団体等名</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">地域名又は都道府県名</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">機械装置名</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">台数</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">事業費(税抜)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">負担区分</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">機構補助金</th> <th style="text-align: center;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">合計</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	生乳生産者団体等名	地域名又は都道府県名	機械装置名	整備、支給又は貸付	台数	事業費(税抜)	負担区分		機構補助金	その他									合計								生乳生産者団体等名	地域名又は都道府県名	機械装置名	台数	事業費(税抜)	負担区分		機構補助金	その他								合計						
生乳生産者団体等名	地域名又は都道府県名							機械装置名	整備、支給又は貸付	台数	事業費(税抜)	負担区分																																						
		機構補助金	その他																																															
合計																																																		
生乳生産者団体等名	地域名又は都道府県名	機械装置名	台数	事業費(税抜)	負担区分																																													
					機構補助金	その他																																												
合計																																																		

改正後

現 行

- (注1) 別紙2の非常用電源等リース一覧を添付すること。
 (注2) 各団体の搾乳継続計画を添付すること。
 (注3) 非常用電源の管理に関する電気事業法に基づく届出等の義務について酪農経営
 体等が了知している旨の書面を添付すること。

別添1

非常用電源等の整備・支給又は貸付先一覧

1 発電機の整備・支給又は貸付先

生乳生産者名等	機種	整備台数	必要電力量	発電機能力	支給又は貸付	事業費(税抜)	負担区分		備考
							補助金	その他	
合計									

(注1) 必要電力量欄は、貯乳施設及び支給又は貸付対象の生産者に係る搾乳の実施等に
 必要な電力量を記載すること。

(注2) 発電機能力欄は、発電機の発電能力を記載すること。

(注3) 発電機を複数整備する生産者にあつては、備考欄に理由を記載すること。

2 配電盤の整備・支給又は貸付先

生乳生産者名等	整備台数	支給又は貸付	事業費(税抜)	負担区分		備考
				補助金	その他	
合計						

(注) 配電盤を複数整備する生産者にあつては、備考欄に理由を記載すること。

3 乳温記録管理システムリース一覧

生乳生産者名	整備台数	支給又は貸付	事業費(税抜)	負担区分		備考
				補助金	その他	

改正後

現 行

合計						

(注) 乳温記録管理システムを複数整備する生産者にあつては、備考欄に理由を記載すること。

別添2

非常用電源等リース一覧

1 発電機リース一覧

生乳生産者名等	機種	リース台数	必要電力量	発電機能力	機械装置 価格(税抜) ①	消費税	譲渡額 ②	事業費 ③ (①- ②)	補助金額	貸付者名	所有権の 移転	備考
合計												

(注1) 必要電力量欄は、貯乳施設及び当該生産者に係る搾乳の実施等に必要電力量を記載すること。

(注2) 発電機能力欄は、発電機の発電能力を記載すること。

(注3) 発電機を複数整備する生産者にあつては、備考欄に理由を記載すること。

2 配電盤リース一覧

生乳生産者名等	リース台数	機械装置 価格(税 抜)①	消費税	譲渡額 ②	事業費 ③ (①- ②)	補助金額	貸付者名	所有権の 移転	備考
---------	-------	---------------------	-----	----------	--------------------	------	------	------------	----

改正後	現 行																																																																										
<p>別紙様式第1号の別紙10 酪農経営継続支援の推進 〔略〕</p> <p>別紙様式第2号・別紙様式第3号 〔略〕 別紙様式第4号 酪農経営災害緊急支援対策事業実績報告書 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 〔略〕 2 事業の内容 別紙様式第4号の別紙1から別紙様式第4号の別紙10までのとおり 3 事業に要した経費及び負担区分 (単位：円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:25%;">区 分</th> <th rowspan="2" style="width:15%;">事業費 ①=②+③</th> <th colspan="2" style="width:40%;">負 担 区 分</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">備 考</th> </tr> <tr> <th style="width:15%;">補 助 金 ②</th> <th style="width:25%;">そ の 他 ③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	事業費 ①=②+③	負 担 区 分		備 考	補 助 金 ②	そ の 他 ③						<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;"> </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">合計</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 配電盤を複数整備する生産者にあつては、備考欄に理由を記載すること。</p> <p>3 乳温記録管理システムリース一覧</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:5%;">生乳生産者名等</th> <th style="width:5%;">リース台数</th> <th style="width:15%;">機械装置 価格(税抜) ①</th> <th style="width:10%;">消費 税</th> <th style="width:10%;">譲渡額 ②</th> <th style="width:15%;">事業費 ③ (①- ②)</th> <th style="width:10%;">補助金 額</th> <th style="width:10%;">貸付 者名</th> <th style="width:10%;">所有 権の 移転</th> <th style="width:10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">合計</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 乳温記録管理システムを複数整備する生産者にあつては、備考欄に理由を記載すること。</p> <p>別紙様式第1号の別紙9 酪農経営継続支援の推進 〔略〕</p> <p>別紙様式第2号・別紙様式第3号 〔略〕 別紙様式第4号 酪農経営災害緊急支援対策事業実績報告書 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 〔略〕 2 事業の内容 別紙様式第4号の別紙1から別紙様式第4号の別紙9までのとおり 3 事業に要した経費及び負担区分 (単位：円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:25%;">区 分</th> <th rowspan="2" style="width:15%;">事業費 ①=②+③</th> <th colspan="2" style="width:40%;">負 担 区 分</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">備 考</th> </tr> <tr> <th style="width:15%;">補 助 金 ②</th> <th style="width:25%;">そ の 他 ③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>											合計										生乳生産者名等	リース台数	機械装置 価格(税抜) ①	消費 税	譲渡額 ②	事業費 ③ (①- ②)	補助金 額	貸付 者名	所有 権の 移転	備 考											合計										区 分	事業費 ①=②+③	負 担 区 分		備 考	補 助 金 ②	そ の 他 ③					
区 分			事業費 ①=②+③	負 担 区 分		備 考																																																																					
	補 助 金 ②	そ の 他 ③																																																																									
合計																																																																											
生乳生産者名等	リース台数	機械装置 価格(税抜) ①	消費 税	譲渡額 ②	事業費 ③ (①- ②)	補助金 額	貸付 者名	所有 権の 移転	備 考																																																																		
合計																																																																											
区 分	事業費 ①=②+③	負 担 区 分		備 考																																																																							
		補 助 金 ②	そ の 他 ③																																																																								

改正後					現行				
1 酪農経営継続支援 (1) 簡易牛舎等の整備 (2) 緊急避難等支援 (3) 乳用牛導入支援 (4) 牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等 (5) 乳房炎防止対策 ア 搾乳機器の点検・補改修等 イ 治療薬剤等の支給 ウ 予防管理 (6) 電力確保支援 (7) 飲料水等の確保支援 <u>(8) 非常用電源等の整備</u> ア 非常用電源等の整備等 イ 非常用電源等のリース会社からの借り受け等 <u>2 酪農経営継続支援の推進</u>					1 酪農経営継続支援 (1) 簡易牛舎等の整備 (2) 緊急避難等支援 (3) 乳用牛導入支援 (4) 牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等 (5) 乳房炎防止対策 ア 搾乳機器の点検・補改修等 イ 治療薬剤等の支給 ウ 予防管理 (6) 電力確保支援 (7) 飲料水等の確保支援 <u>2 非常用電源等の整備</u> <u>(1) 非常用電源等の整備等</u> <u>(2) 非常用電源等のリース会社からの借り受け等</u> <u>3 酪農経営継続支援の推進</u>				
計					計				
4～6 [略] 別紙様式第4号の別添～別紙様式第5号 [略] 別紙様式第6号 酪農経営災害緊急支援対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書 [略] 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況 [略] 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由					4～6 [略] 別紙様式第4号の別添～別紙様式第5号 [略] 別紙様式第6号 酪農経営災害緊急支援対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書 [略] 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載 [略] 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載				
以下 [略]					以下 [略]				